

令和4年2月21日

専決処分の報告について

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年2月21日提出

鈴鹿市長 末松 則子

専決処分事項

鈴鹿市消防団員等公務災害補償条例の一部改正

専 決 処 分 書

鈴鹿市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年2月8日

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

（ 別 紙 ）

理 由

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部改正に伴い、必然的に改正を要する規定整備を行うため、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

鈴鹿市条例第 2 号

鈴鹿市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

鈴鹿市消防団員等公務災害補償条例（昭和 4 1 年鈴鹿市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第 3 条 略 2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。	第 3 条 略 2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。 <u>ただし、傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。</u>

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。